

取引環境・長時間労働の改善等に向けたパイロット事業後の山形県協議会について

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ及び地方協議会の今後の進め方において、平成29年度以降の進め方についても明記されているところ。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ(抜粋)

	平成29年度	平成30年度
①協議会の設置・検討(厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置	
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定等	
②長時間労働の実態調査、対策の検討		
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化	パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業	
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及	ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着		普及・定着の促進・助成事業の実施

定期的なフォローアップ
更なる対策の検討

地方協議会の今後の進め方について(抜粋)

【平成29年度】

- 協議会の開催(4月～5月)
 - パイロット事業実施事業者等の選定
 - ガイドライン記載内容の検討
- パイロット事業実施(6月～12月)
 - 結果の分析・検証
 - 阻害要因・課題の整理、対策の検討

- 協議会の開催(10月～12月)
 - パイロット事業の状況
 - ガイドラインの記載内容の検討

- 協議会の開催(2月～3月)
 - パイロット事業の結果報告
 - ガイドラインの記載内容の整理

取引環境・長時間労働の改善等に向けたパイロット事業後の山形県協議会について

パイロット事業以降のトラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会については、パイロット事業により策定されたガイドラインの普及、長時間労働改善の普及・定着の促進が課題となる。これら、普及・定着の促進を図るため、以下の取組みが考えられる。

○ ガイドラインの普及方策

- ・パイロット事業の成果物（ガイドライン）について、主要な荷主団体・運送事業者等あて送付し、取引環境の整備・労働時間改善のための活用並びに改善策の提案を依頼
- ・事務局（トラック協会、労働局、運輸支局）のホームページによる広報

○ 長時間労働改善の普及・定着の方策

- ・各パイロット事業に参画した事業対象集団を講師としたセミナー等を開催し、荷主の理解を求める取組みを実施
- ・季節的に繁忙期を向かえるさくらんぼ等の青果物及び米等の農産物に対する検討を行う
- ・協議会を活用した取引環境の整備・労働時間改善にかかる内容を法律その他で明文化を図る

○ トラック輸送における人材確保方策

- ・労働環境改善を対外的にアピールすることにより運転者確保に繋げる方策を検討

パイロット事業により新たに発生した課題等を解決するため、適切にフォローアップを実施し、対策の検討を実施する。

なお、平成31年度以降については、現在の協議会等の枠組みを活用（会議体の統合含む）し、新たに**荷主団体や関係する国の機関**などを委員に加え、**荷主を含め全ての関係者が問題意識を共有**するとともに、課題解決のため、**継続的な取組みを実施**する体制を構築する。

取引環境・長時間労働の改善等に向けたパイロット事業後の山形県協議会について

山形県トラック輸送パートナーシップ会議 (平成21年7月設置)

構成 学識経験者
山形県商工会議所連合会（経営団体）
山形県消費者団体連絡協議会（消費者団体）
荷主企業
全日本運輸産業労働組合山形県連合会（労働団体）
貨物運送事業者
山形県トラック協会

東北運輸局山形運輸支局

目的 荷主、元請事業者、下請事業者の協同により、トラック運送業における適正取引を推進するため、望ましい取引形態の普及を図るとともに、安全輸送の確立を図る

トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会 (平成27年7月設置)

構成 学識経験者
山形県経営者協会（経済団体）
荷主企業
全国交通運輸労働組合総連合山形県支部（労働団体）
全日本運輸産業労働組合山形県連合会（労働団体）
貨物運送事業者
山形県トラック協会
山形労働局
東北運輸局
東北運輸局山形運輸支局

目的 トラック事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図る。

会議体の統合

【現状】

「山形県トラック輸送パートナーシップ会議」については、平成21年7月にトラック運送業における適正取引を推進するため設置され、24年3月までに4回開催された。

一方、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会」については、取引環境及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備等を図るため、昨年7月に設置（平成31年3月まで）。本協議会設置により、協議会を開催している間は、パートナーシップ会議は休眠状態としている。

【将来の協議会のあり方（提案）】

平成28年度、平成29年度のパイロット事業後、ガイドラインの策定・普及促進、定期的なフォローアップや更なる対策の検討等については、継続的な取組みを進める必要がある。

平成29年度のパイロット事業、ガイドライン策定後に荷主団体（工業製品団体など）や関係する国の機関を新たに委員に迎え、パートナーシップ会議と山形県協議会を統合し、取引環境及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備等を引き続き進めるものとする。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会 (仮称)

構成 学識経験者
山形県経営者協会
山形県消費者団体連絡協議会
荷主企業
荷主団体
全国交通運輸労働組合総連合山形県支部
全日本運輸産業労働組合山形県連合会
貨物運送事業者
山形県トラック協会
山形労働局
関係する国の機関
東北運輸局山形運輸支局